

立行総第 3129 号
平成 26 年 11 月 10 日

立川市議会議長
須崎 八朗 殿

立川市長 清水 庄平



文書質問書の回答について

平成 26 年 10 月 31 日付立議第 1645 号で送付のあった文書質問書につきまして、次のとおり回答いたします。

記

1 質問の趣旨及び内容

平成 25 年度第 7 回立川市国民健康保険運営協議会において、(26 年 1 月 15 日議事録から)平成 26 年度の国民健康保険料の 26 市の諮問状況で、1 月 14 日、昨日現在の状況で諮問しているところが 10 市、これから諮問するところが 3 市答申いただいているのが 7 市。諮問中、「賦課不足の解消の考え方」を含む内容も諮問をしたところが 6 市ございます。また、資料として立川市が示しているようなものとして、例えば法定ルール通りの料率を示したところが 2 市賦課不足について具体的提示をしたのが 7 市、料率改定案に対し、足りない法定外繰入金がいくらである、というのを示したのが 7 市というような回答をいただいている状況です」とありますが、最終的に本市と同じような、賦課不足について、保険料で賄うというという方法をとった市は、実際にあったのでしょうか？事実確認をされたのでしょうか？

5 月の厚生産業委員会で、中島議員が「賦課不足は原則加入者の保険料で賄うという、こういう考え方について、立川含めて 3 市、多摩地域で行っているという事ですけど、もし差支えなければ、ほかの自治体の名前を教えていただければありがたいなと思います」との質問に「委員のおっしゃられました、残りの 2 市につきましては、今回調査した段階で市の名前は伏せる非公表という前段階で調査をさせていただいておりますので、申しわけございませんが、2 市のお名前を公表することはできません」と答弁されていますが、これは何を言われているのか、なぜこのようなご答弁になったのか、明確な答弁を求めます。

理由は、この問題は、いまだ明確でない面があると思うと同時に、厚生産業委員会での発言はどのようにされるのか。12月議会の質問準備にあたり、今のうちに明確にしておきたいことと考えます。

2 回答

平成25年度国民健康保険運営協議会における国民健康保険料（税）改定の諮問・答申状況につきましては、平成26年2月に多摩25市に対し調査を行っております。

なお、多摩26市の中では、国民健康保険運営協議会の諮問・答申等については公開していない市があります。平成26年5月の厚生産業委員会の中での答弁につきましては、調査対象の市が公開していない諮問・答申等について回答を受けたものであり、当該市が公開していない内容を立川市が公開することはできないため、今回の調査における市名の公表は控えさせていただいたものであります。

3 担当部署

福祉保健部保険年金課

以上